

## 川崎市総合都市交通計画庁内検討会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 本市の目指すべき都市像や首都圏における本市の役割を踏まえ、市民生活や経済活動などを支える総合的な交通体系の構築に向けた川崎市総合都市交通計画（平成25年3月策定）の見直しを行うことを目的として、川崎市総合都市交通計画庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 庁内検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川崎市総合都市交通計画の見直しに関する検討及び庁内調整
- (2) その他川崎市総合都市交通計画に関する必要な事項

### (組織)

第3条 庁内検討会議は、副市長及び別表1に掲げる関係局長（以下「庁内検討会議委員」という。）をもって構成する。

- 2 庁内検討会議の議長は、まちづくり局担当副市長をもって充てる。
- 3 庁内検討会議は、議長が必要に応じて招集し、会務を総理する。
- 4 庁内検討会議は、議長が必要と認めるときは、他の局長等の出席を求めることができる。

### (幹事会)

第4条 庁内検討会議の円滑な運営を図るため、庁内検討会議に、別表2に掲げる関係課長等で構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、まちづくり局交通政策室長をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が必要と認めるときは、別表2に掲げる者以外の出席を求めることができる。

### (専門部会)

第5条 議長は、川崎市総合都市交通計画の見直しに関する特定課題について検討を行うため、必要に応じて庁内検討会議に専門部会を置くことができる。

- 2 設置した専門部会に関して必要な事項は、別に定める。

### (ワーキンググループ)

第6条 庁内検討会議の所掌事務を円滑に遂行するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの会員は、庁内検討会議委員が指名した者を充てることができる。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、まちづくり局交通政策室担当課長をもって充てる。

(事務局)

第7条 庁内検討会議の事務局は、まちづくり局交通政策室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会議の運営について必要な事項は、議長が庁内検討会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

所属・職名	
総務企画局	総務企画局長
財政局	財政局長
市民文化局	市民文化局長
経済労働局	経済労働局長
環境局	環境局長
健康福祉局	健康福祉局長
こども未来局	こども未来局長
まちづくり局	まちづくり局長
建設緑政局	建設緑政局長
港湾局	港湾局長
臨海部国際戦略本部	臨海部国際戦略本部長
危機管理本部	危機管理監
交通局	交通局長

別表 2 (第 4 条関係)

所属・職名	
総務企画局	都市政策部企画調整課担当課長
	公共施設総合調整室担当課長
	行政改革マネジメント推進室担当課長
財政局	財政部財政課担当課長 (財政計画担当)
市民文化局	市民生活部地域安全推進課長
経済労働局	産業政策部企画課長
環境局	総務部企画課長
健康福祉局	総務部企画課長
こども未来局	総務部企画課長
まちづくり局	総務部企画課長
	交通政策室担当課長 (交通計画)
建設緑政局	総務部企画課長
港湾局	港湾経営部経営企画課長
臨海部国際戦略本部	拠点整備推進部担当課長
危機管理本部	危機対策部担当課長
交通局	企画管理部経営企画課長
まちづくり局	交通政策室長【幹事長】